

名義書換料は取得費に

Q : 贈与により取得したゴルフ会員権にかかる名義書換料は、取得費に含めてもいいのでしょうか？

A : 含めてもよいとする最高裁の判決がこのほどありました。

【解説】

このほど、贈与により取得したゴルフ会員権の名義書換手数料は、譲渡所得金額の計算上、資産の取得に要した金額に当たるものとして計算すべしとする最高裁の判決がありました。

この事案は、贈与により取得したゴルフ会員権を譲渡する場合、譲渡所得金額の計算は、所得税法60条第一項の「その者が引き続きこれを所有していたものとみなす」という規定により、所有権移転による費用が発生したとしても、取得費にならないとする当局の更正処分を不服として争われた事案ですが、最高裁は、譲渡所得の金額の計算において、資産取得後の支出である中間の付随費用は「資産の取得に要した金額」にあたりと解すべきであり、ゴルフ会員権の名義書換手数料は、所得税法38条1項の資産の取得に要する費用に該当するものとして計算すべしとして、課税当局の主張を退けました。

この判決により、今後は、贈与、相続、遺贈により取得した資産にかかる取得後の付随費用は、資産の取得に要した金額として取り扱われることとなります。

